

川越市と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社との
「脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定書」の締結について

2023年1月27日

川越市

東京電力パワーグリッド株式会社川越支社

埼玉県川越市(市長:川合 善明)と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社(支社長:福元 直行、以下「東電 PG」)は、「脱炭素社会の実現に向けた連携協定書」(以下「本協定」)を、本日、締結しました。

本協定は、川越市の2050年における脱炭素社会実現に向け、環境・エネルギー分野における川越市と東電PGの連携を強化するものであり、相互の強みを最大限活かして地域課題の解決に協働し、脱炭素社会の実現およびレジリエンスの強化を目的としています。

川越市は、2021年5月1日に『小江戸かわごえ脱炭素宣言』を表明し、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでいます。

東京電力グループは2050年におけるCO₂排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- (1)省エネルギーの推進に向けた取組に関すること
- (2)再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること
- (3)脱炭素化に向けたエネルギーへの転換(電化等)に関すること
- (4)地域レジリエンスの強化に関すること
- (5)その他脱炭素社会の実現に向けた取組の推進に関すること

川越市と東電 PG は、本協定の締結を契機に様々な分野で連携を図ることで、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会を目指すとともに、脱炭素社会の実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

<別紙 1> 脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙 2> 川越市と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像

<別紙 3> 川越市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当 TEL : 049-224-5866 (直通)

東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 広報・渉外担当 千代田 TEL : 090-9369-7152 (直通)

川越支社 渉外担当 高橋 TEL : 090-7425-2200 (直通)

川越市及び東京電力パワーグリッド株式会社の
脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定書

川越市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市域における脱炭素社会の実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、環境・エネルギーの分野において、『相互に連携・協働をし、共に考え、共に創る「共創」』により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、川越市域における脱炭素社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について共創するものとする。

- (1) 省エネルギーの推進に向けた取組に関すること。
- (2) 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること。
- (3) 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること。
- (4) 地域のレジリエンス強化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか脱炭素社会の実現に向けた取組の推進に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定める共創する事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第1項に掲げる事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間本協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（法令の遵守）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令等を遵守するものとする。

（情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者に開示及び漏えい並びに本協定の目的以外の目的による使用をしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等（電子計算機を媒体とする情報の流出を含む。）が生じないよう万全の対策を講ずるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月27日

甲：埼玉県川越市
川越市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社長

川合善明

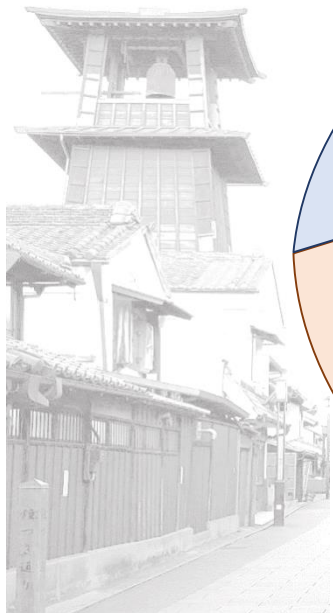
福元直行

川越市と東京電力パワーグリッド(株)との脱炭素社会の実現に関する連携イメージ

みんなで作る、自然・歴史・文化の調和した
人と環境に優しいまち



東京電力パワーグリッド



川越市と東京電力パワーグリッド株式会社の 脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する 協定締結

